

◆適格認定結果と授業料減免（新制度）の関係

月	1年次						2年次						3年次						4年次					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適格認定（家計）	（高校予約又は在学1次採用の結果：「第Ⅰ区分」）						適格認定（家計）の結果：「第Ⅱ区分」						適格認定（家計）の結果：「第Ⅲ区分」						適格認定（家計）の結果：「第Ⅱ区分」					
適格認定（学業）	適格認定（学業） 「警告」						適格認定（学業） 「継続」						適格認定（学業） 「警告」						適格認定（学業） 「継続」					
授業料免除	全額免除						2/3免除						2/3免除						2/3免除					

※大学院に進学して機構の貸与奨学金を申請する場合、学部の奨学金の認定結果は引き継がれません

※給付奨学金の申請は高校予約の他、各学年の4月と9月に実施する在学採用でも申請可（貸与奨学金は授業料免除に影響しない）

※適格認定（学業）の結果が「継続」「警告」の場合は翌年度も支援が継続されます

※新制度の授業料免除申請書は前期・後期毎に提出が必要

◇2年次9月の適格認定（家計）の結果が「支援区分外」だった場合

月	1年次						2年次						3年次						4年次					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適格認定（家計）	（高校予約又は在学1次採用の結果：「第Ⅰ区分」）						適格認定（家計）の結果：「第Ⅱ区分」						適格認定（家計）の結果：「支援区分外」						適格認定（家計）の結果：「第Ⅲ区分」					
適格認定（学業）	適格認定（学業） 「警告」						適格認定（学業） 「継続」						適格認定（学業） 「警告」						適格認定（学業） 「継続」					
授業料免除	全額免除						2/3免除						免除なし （減免の効力の停止）						免除なし （減免の効力の停止）					

※「支援区分外」の期間は授業料免除は受けられません

◇2年次の適格認定（学業）の結果が廃止（返還なし）だった場合

月	1年次						2年次						3年次						4年次					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適格認定（家計）	（高校予約又は在学1次採用の結果：「第Ⅰ区分」）						適格認定（家計）の結果：「第Ⅱ区分」						適格認定（家計）の結果：「第Ⅲ区分」						支援対象外					
適格認定（学業）	適格認定（学業） 「継続」						適格認定（学業） 「廃止」						支援対象外						支援対象外					
授業料免除	全額免除						2/3免除						1/3免除						免除なし					

※廃止になった場合、翌年度以降は既に決定していた区分も適用されません

◇3年次の適格認定（学業）の結果が廃止（遡及取消）だった場合

月	1年次						2年次						3年次						4年次					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
適格認定（家計）	（高校予約又は在学1次採用の結果：「第Ⅰ区分」）						適格認定（家計）の結果：「第Ⅱ区分」						適格認定（家計）の結果：「第Ⅲ区分」						適格認定（家計）の結果：「第Ⅰ区分」					
適格認定（学業）	適格認定（学業） 「継続」						適格認定（学業） 「継続」						適格認定（学業） 「廃止」（遡及取消）						支援対象外					
授業料免除	全額免除						2/3免除						1/3免除						1/3免除→取消					

※遡及取消は年度始めに遡って取消になる

※この場合、3年次の前期・後期の免除額及び4年前期の授業料の全額を4年次前期中に納入する必要があります

【遡及取消の場合の注意点】

適格認定（学業）の結果が「廃止」（遡及取消）となった場合、当該年度分の給付奨学金と授業料免除（新制度分）が年度当初に遡って取消になります。

給付奨学金は返還となっても学籍に影響はなく、在学中の返還猶予の制度がありますが、授業料免除額は取消となった年度の翌年度前期中に全額返還しないと、取消となった年度に遡って除籍になります。

また、新制度の授業料免除額を未返還のまま退学となった場合、未済の授業料相当額は免除されません。